

城陽市子ども・子育て支援事業計画
(平成 27 年～平成 31 年)

～案～

平成 * 年 * 月

城陽市

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
(1) 全体像	3
(2) じょうよう冒険ランドプランとの関係性	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定経緯	5
5. 計画の策定体制	6
(1) 城陽市子ども・子育て会議	6
(2) 城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査	6
(3) パブリックコメントの実施	6
第2章 子育て支援施策に係る統計資料について	7
1. 少子化の動向	8
(1) 人口の動向	8
(2) 出生の動向	9
2. 家族や地域の状況	10
(1) 世帯の動向	10
(2) 就労の動向	11
3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向	13
(1) 子育て支援サービスの状況	13
(2) 母子保健の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	24
2. 基本方針	25
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念	27
(1) 子どもの育ちに関する理念	27
(2) 子育てに関する理念	27
第4章 施策の推進方策	28
1. 教育・保育提供区域の設定	29
(1) 教育・保育提供区域について	29
2. 「量の見込み」の算出の概要	30
(1) 量の見込みを算出する項目	30
(2) 量の見込みの算出方法	31
(3) 算出手順	31
3. 学校教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期	32
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	32

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施 時期	33
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期	35
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	35
(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその 実施時期	36
5. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	42
(1) 認定こども園に関する基本的な考え方	42
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 ...	42
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携） の取組の推進	42
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	44
1. 子ども・子育て支援関連施策の推進について	45
(1) 元気家族づくりを応援するために	45
(2) なかよし仲間の輪を広げるために	48
(3) たくましい心と体のために	50
(4) 胸はずむ冒険ランドのために	51
第6章 計画の推進に向けて	53
1. 推進体制の強化	54
2. 市民や地域との協働による推進	54
(1) 市の役割	54
(2) 子育てをされている家庭の方へ	54
(3) 市民の方へ	54
(4) 企業の方へ	54
3. 計画の進行管理	55
参考資料	56
1. 城陽市子ども・子育て会議委員名簿	57
2. 計画の策定経過	58
3. 用語解説	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市では、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くため、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に平成 21 年度までを計画期間とする「じょうよう冒険ランドプラン（城陽市次世代育成支援推進事業行動計画）」（前期計画）を策定しました。その後の社会情勢の変化に伴って、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立、子どもの安全の確保、要保護児童への対応などに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 22 年 3 月には新たに平成 26 年度までを計画期間とする「じょうよう冒険ランドプラン（城陽市次世代育成支援推進事業行動計画）」（後期計画）を策定し、保育園の統廃合や民間委託、全ての保育園での延長保育の実施、幼稚園における預かり保育の拡大実施、学童保育所の改修や整備、子育て支援医療費の拡大、ふたば園の整備など、様々な施策に取り組んできました。

一方、国の子ども・子育て支援の動向では、平成 15 年に制定された少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な取り組みがなされてきたところです。そして、平成 24 年には質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また同じく平成 24 年には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。これら子ども・子育て関連 3 法に基づき、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

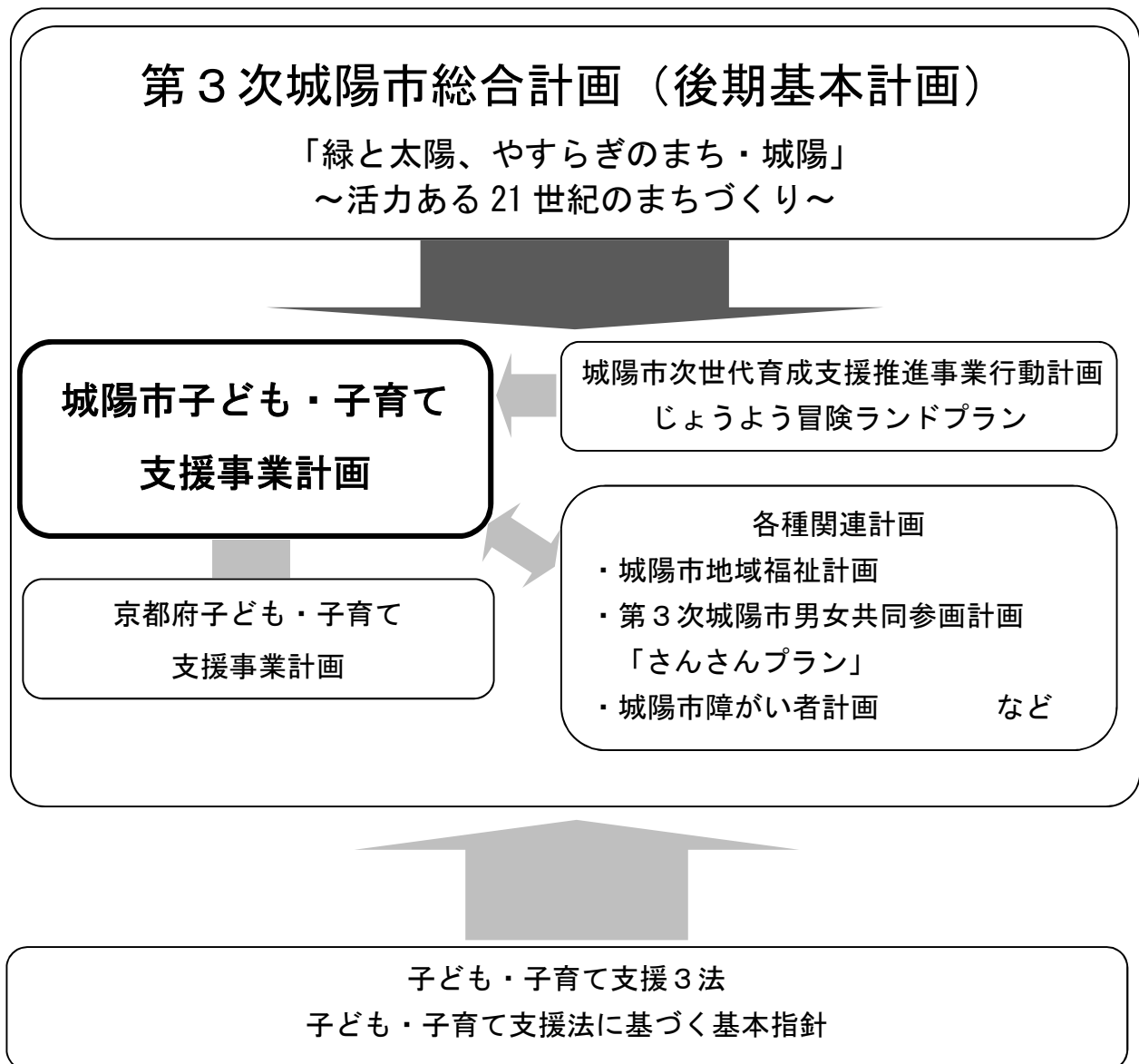
本市では新制度のもと、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえて子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施を図ることを目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 全体像

第3次城陽市総合計画（後期基本計画）を最上位の計画として本計画を定めます。また本市の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

なお本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。市町村は、子ども・子育て支援法の第61条第1項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。



(2) じょうよう冒険ランドプランとの関係性

じょうよう冒険ランドプランの根拠法である次世代育成支援対策推進法が、平成 26 年度末で期限の終了を迎えます。政府は平成 26 年 2 月に次世代育成支援対策推進法について 10 年間延長する改正案を閣議決定しました。

次世代育成支援対策推進法の見直しでは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとしています。ただし、地方公共団体による行動計画の策定は、子ども・子育て関連 3 法により子ども・子育て支援事業計画の作成が義務づけられることに伴い、任意化される予定となっています。

このような国の動向を受けて、本市では本計画において、次世代育成支援対策推進法で定めたじょうよう冒険ランドプランの考え方を継承しながら、現在の本市の保育や子育ての状況をふまえた方策を定めることとしています。

3. 計画の期間

本市では、平成27年度～平成31年度の5年間を本計画の計画期間としています。なお、社会・経済情勢の変化や、様々な状況の変化に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の策定経緯

子ども・子育て支援法

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

城陽市子ども・子育て支援事業計画の策定 (計画期間 平成27年度～平成31年度)

城陽市子ども・子育て支援事業計画の策定に関するアンケート調査の実施
子ども・子育てに係るニーズを把握するため、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭を対象にアンケート調査を実施しました。

集計

分析

- ・子ども・子育て支援に係る事業に対するニーズ見込み量を決定
- ・ニーズ見込み量に対する、提供体制の確保及びその実施時期等を決定

城陽市子ども・子育て事業計画案の策定

- ・京都府との協議
- ・パブリックコメントの実施

城陽市子ども・子育て事業計画の策定 (平成26年度中)

5. 計画の策定体制

(1) 城陽市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、城陽市子ども・子育て会議条例により、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子どもの保護者、公募による市民及び使用者並びに労働者の代表からなる「城陽市子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育てに関する施策について調整審議を行いました。

(2) 城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査

本市では、子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

①調査時期

平成26年1月27日～2月14日

②調査方法

調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を1回送付しました。

③調査対象

(1) 就学前児童用

市内に居住する就学前児童をもつ保護者を対象に悉皆調査を行いました。

(2) 小学1～6年生用

住民基本台帳に基づき、各学年200名ずつ、計1,200名を無作為抽出しました。

④配布数・回収数・回収率

(1) 就学前児童

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答	合計
配布数	886	586	632	631	669	614	-	4,018
回収数	448	298	307	276	338	282	2	1,951
回収率	50.6%	50.9%	48.6%	43.7%	50.5%	45.9%	-	48.6%

(2) 小学1～6年生

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答	合計
配布数	200	200	200	200	200	200	-	1,200
回収数	100	119	106	96	134	118	6	679
回収率	50.0%	59.5%	53.0%	48.0%	67.0%	59.0%	-	56.6%

(3) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させることを目的にパブリックコメントを平成26年●月●日～●月●日の間で実施しました。

第2章 子育て支援施策に係る統計資料について

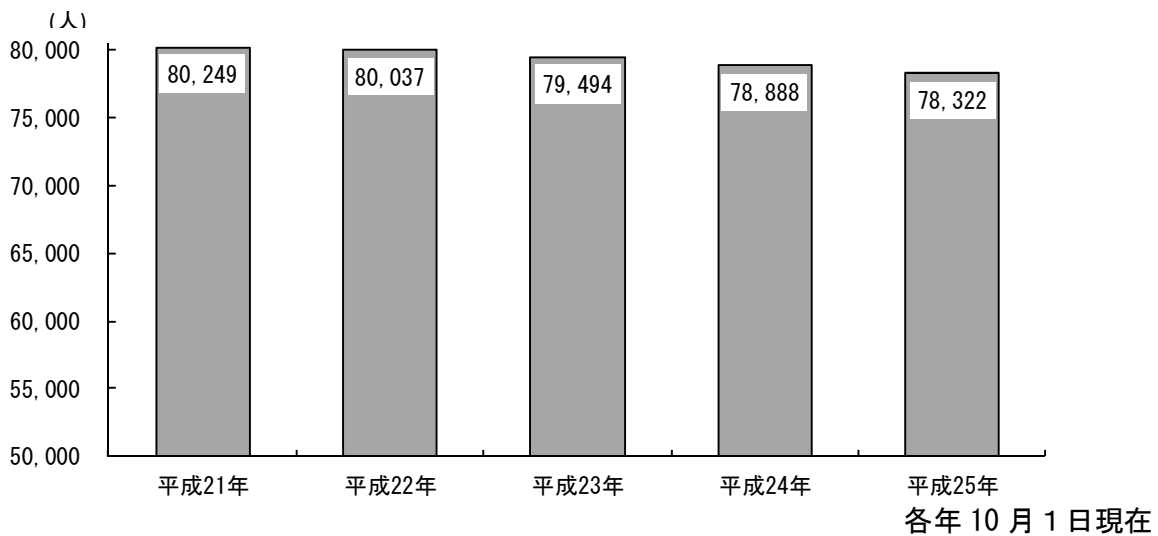
1. 少子化の動向

(1) 人口の動向

本市の総人口は年々減少を続けており、平成25年には平成21年の80,249人から1,927人減少し78,322人となっています。

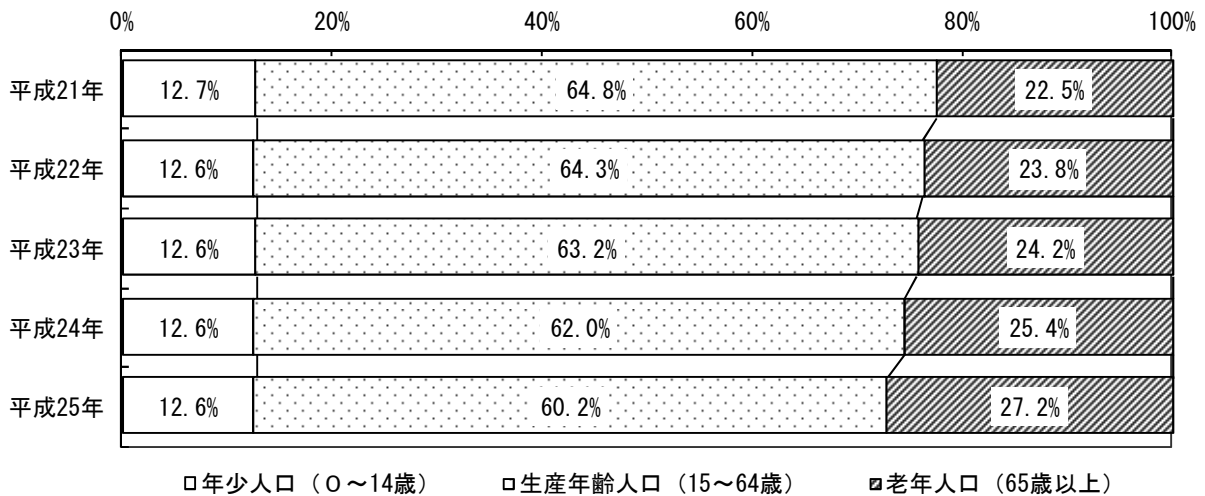
年齢3区分別の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）比率は平成22年以降12.6%で推移しています。また生産年齢人口（15～64歳）比率が年々減少を続けている一方で、老年人口（65歳以上）比率は年々増加を続けており、本市においても人口減少と少子高齢化が進展しています。

図表 総人口の推移



資料：国勢調査、京都府推計人口

図表 年齢3区分別の構成比の推移



※住民基本台帳及び外国人登録による

各年 4月1日現在

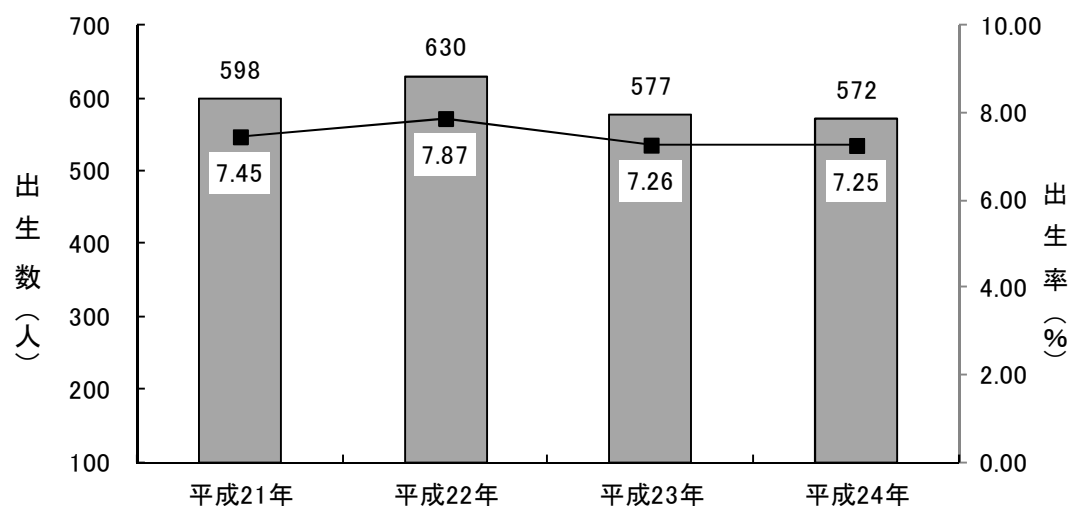
資料：市民課

(2) 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、平成22年には前年の出生数を上回りましたが、平成23年以降再び減少に転じています。

出生率の推移をみると平成21年、平成22年には上昇傾向にありましたが、出生数の減少に伴い平成23年以降低下傾向にあります。

図表 出生数及び出生率の推移



※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています(出生率=(出生数÷総人口)×1,000)

資料：市民課

2. 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

本市の総世帯数は増加を続けており、平成22年には平成2年の25,293世帯から4,679世帯増加し29,972世帯となっています。一方、単身世帯の増加や三世代家族の減少が続いていることもあり、一般世帯における平均世帯人員は年々減少しています。

18歳未満の児童がいる世帯の推移をみると、平成22年には平成2年の12,087世帯から4,900世帯減少し7,187世帯となっています。

図表 世帯数、世帯構成、平均世帯人員の推移

単位：世帯、人

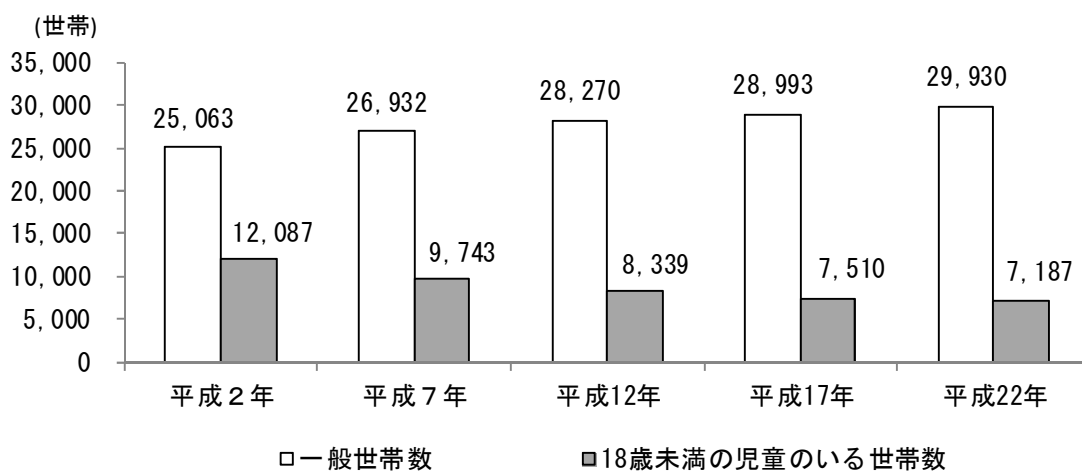
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯	25,293	26,970	28,333	29,051	29,972
一般世帯	25,063	26,932	28,270	28,993	29,930
単身世帯	3,239	4,102	4,652	5,345	6,265
核家族	18,230	19,227	20,315	20,625	20,877
三世代家族	2,716	2,597	2,483	2,171	1,836
その他一般世帯	878	1,006	820	852	952
平均世帯人員	3.32	3.12	2.93	2.76	2.62

※総世帯数には施設等の世帯数も含まます

各年10月1日現在

資料：国勢調査

図表 18歳未満の児童がいる世帯の推移



各年10月1日現在

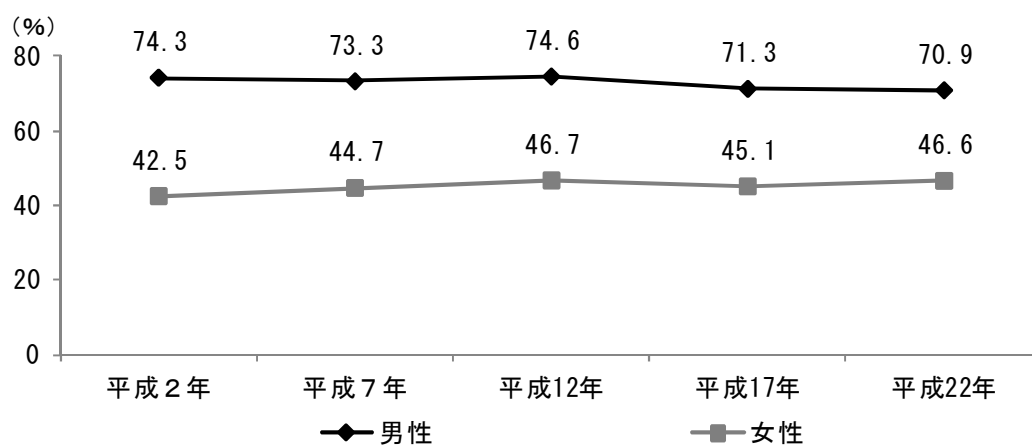
資料：国勢調査

(2) 就労の動向

本市の男女別の労働力率をみると、男性の労働力率は低下傾向にあり平成22年には70.9%となっています。一方、女性の労働力率は上昇傾向にあり、平成22年には平成2年の42.5%から4.1ポイント増加し46.6%となっています。

女性の年齢別の労働力率をみると国、京都府、城陽市ともに同様の就労型を描いています。一方、女性の年齢別労働力率を城陽市内で経年比較すると、女性の年齢別労働力率は年々上昇傾向にあり、30歳代で女性の労働力が低くなるいわゆるM字の谷も浅くなりつつあります。

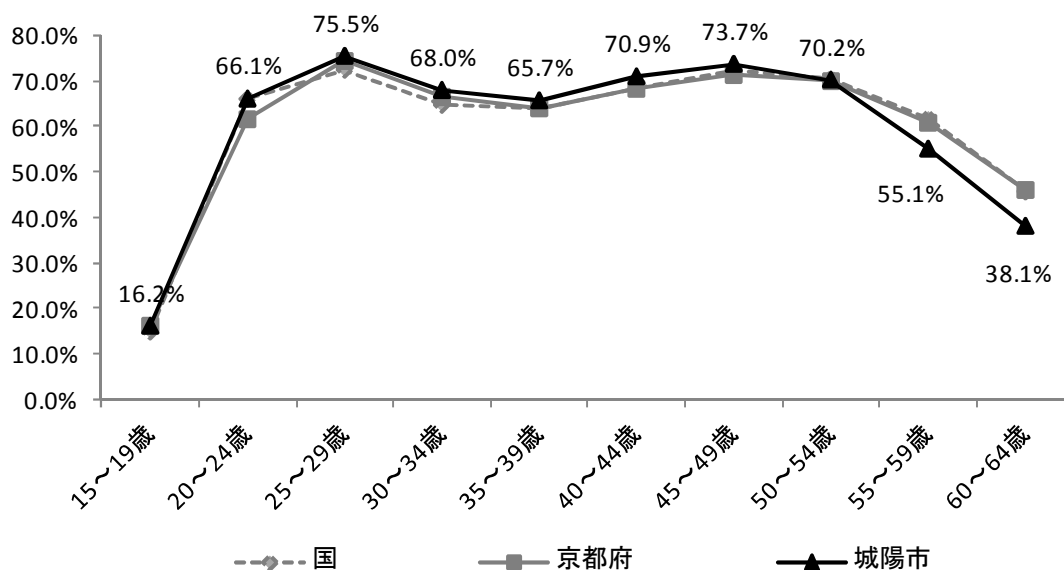
図表 男女別労働力率の推移



※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率＝（労働力人口÷15歳以上人口）×100）

資料：国勢調査

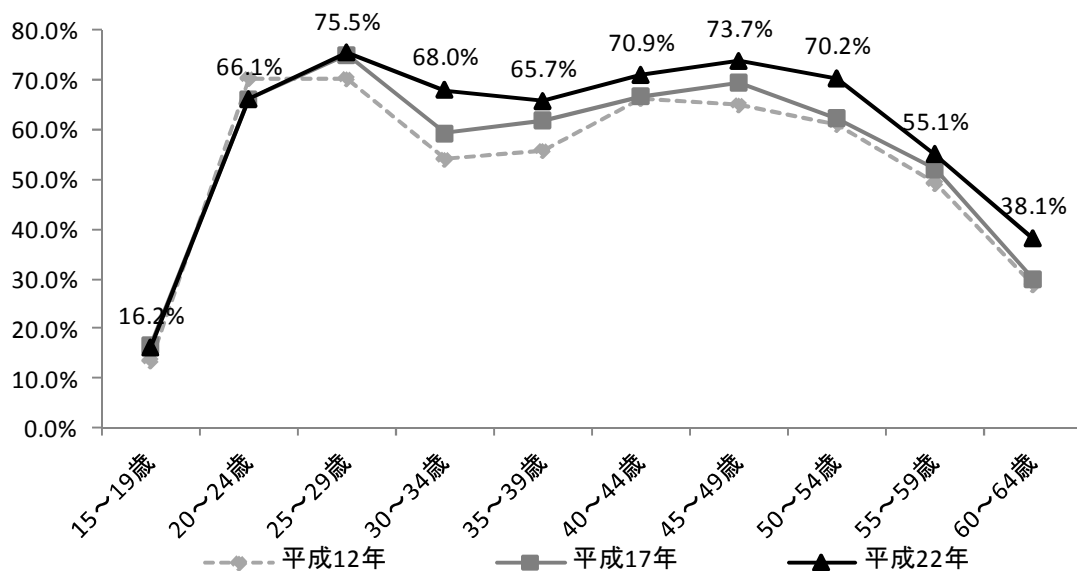
図表 女性の年齢別労働力率（全国、京都府との比較）



※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率＝（労働力人口÷15歳以上人口）×100）

資料：国勢調査

図表 女性の年齢別労働力率（城陽市における経年比較）



※労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率＝（労働力人口÷15歳以上人口）×100）

各年 10月1日現在

資料：国勢調査

3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 子育て支援サービスの状況

①保育園・幼稚園の状況

本市では、平成25年7月に寺田西保育園、枇杷庄保育園の運営を終え、平成25年8月より今池保育園に統合しました。現在市立保育園が5園、私立保育園が5園あり、平成25年4月1日現在、定員1,365人に対して、1,461人が入園しています

また、市内の幼稚園については、現在市立幼稚園が1園、私立幼稚園が6園あり、平成25年5月1日現在、定員1,670人に対して、1,001人が入園しています。

図表 在園児童数の現状

単位：人

区 分	園児数				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保育園	1,242	1,312	1,302	1,373	1,461
市立	554	594	601	642	641
(新)久津川(平成22年4月～)	–	147	153	158	168
(旧)久津川(～平成22年3月)	86	–	–	–	–
古川(～平成22年3月)	36	–	–	–	–
久世	164	168	173	183	173
鴻の巣	97	100	87	102	105
今池(平成25年8月～)	–	–	–	–	–
寺田西(～平成25年7月)	46	54	56	55	51
枇杷庄(～平成25年7月)	53	53	51	62	67
青谷	72	72	81	82	77
私立	688	718	701	731	820
清仁	150	165	149	175	199
くぬぎ	106	104	116	127	152
清心	205	219	202	188	201
里の西	156	152	162	169	195
しいの木	71	78	72	72	73

区 分	園児数				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
幼稚園	1,183	1,164	1,136	1,075	1,001
市立	80	67	59	46	56
深谷	37	14	-	-	-
富野	43	53	59	46	56
私立	1,103	1,097	1,077	1,029	945
青谷聖家族	170	156	160	142	136
京都文教短期大学附属家政城陽	181	200	179	165	131
佐伯	359	356	356	347	334
白鳥	161	165	176	170	151
平川	120	118	104	96	85
芽生え	112	102	102	109	108

※保育園は平成 25 年 4 月 1 日現在、幼稚園は平成 25 年 5 月 1 日現在(幼稚園の園児数には、市外からの通園者を含みます)

資料：子育て支援課、学校教育課

図表 在園児童数の年齢別内訳

単位：人

区 分	園児数						
	合 計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
保育園	1,461	86	197	263	314	318	283
市立	641	44	87	110	129	147	124
久津川	168	15	30	29	32	30	32
久世	173	15	22	27	30	40	39
鴻の巣	105	4	9	24	18	27	23
寺田西	51	2	8	4	15	14	8
枇杷庄	67	4	8	14	15	17	9
青谷	77	4	10	12	19	19	13
私立	820	42	110	153	185	171	159
清仁	199	9	19	43	45	43	40
くぬぎ	152	7	23	28	30	34	30
清心	201	12	25	32	48	41	43
里の西	195	10	31	37	46	39	32
しいの木	73	4	12	13	16	14	14
幼稚園	1,001	-	-	-	285	374	342
市立	56	-	-	-	-	35	21
富野	56	-	-	-	-	35	21
私立	945	-	-	-	285	339	321
青谷聖家族	136	-	-	-	43	39	54
京都文教短期大学附属家政城陽	131	-	-	-	42	47	42
佐伯	334	-	-	-	98	127	109
白鳥	151	-	-	-	38	53	60
平川	85	-	-	-	33	33	19
芽生え	108	-	-	-	31	40	37

※保育園は平成25年4月1日現在、幼稚園は平成25年5月1日現在（幼稚園の園児数には、市外からの通園者を含みます）

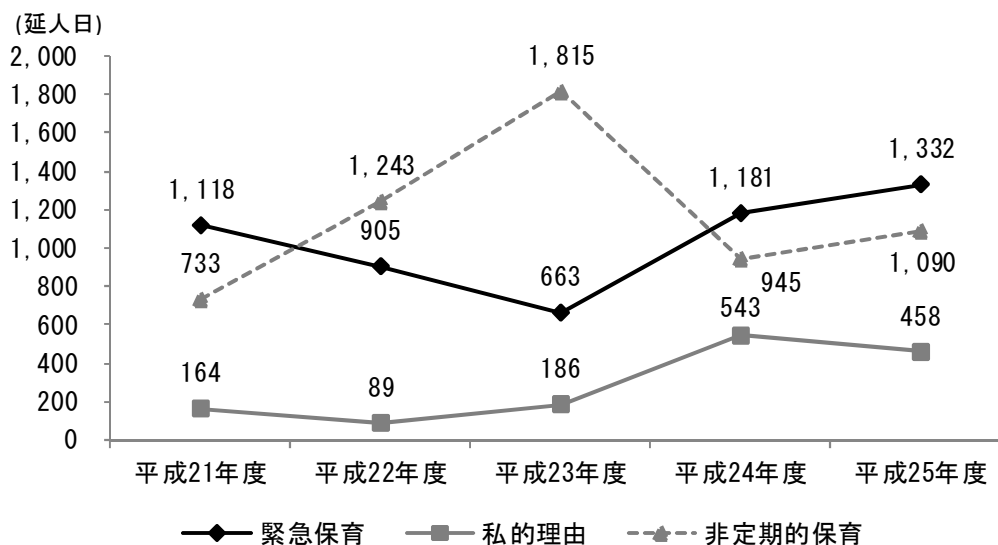
資料：子育て支援課、学校教育課

②保育サービスの利用の推移

本市では、市内3カ所の保育園（清仁、里の西、しいの木）において一時保育を実施しています。平成25年度では、緊急保育を理由とする利用が最も多くなっています。なお、私的理由での利用が増加傾向にありましたが平成25年度は減少し、非定期的保育の利用が増加しました。

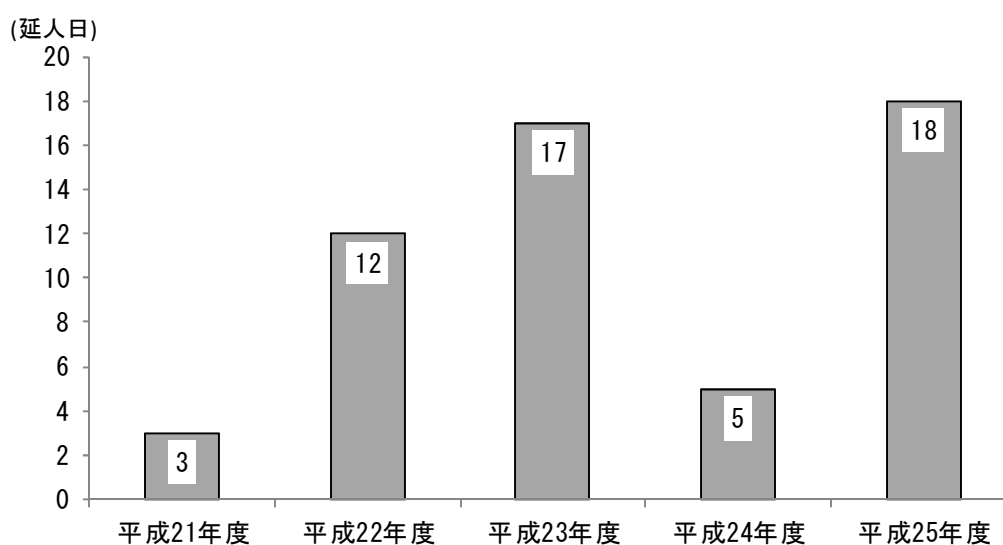
また本市では、京都きづ川病院内の病後児保育センターにおいて病後児保育を実施しています。平成25年度には18件の利用がありました。

図表 一時保育の利用の推移



資料：子育て支援課

図表 病後児保育の利用の推移



資料：子育て支援課

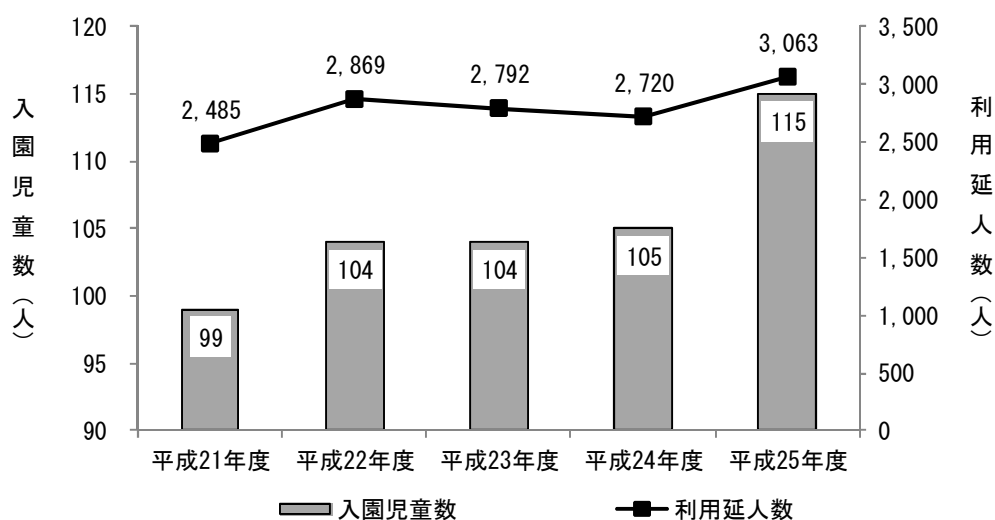
③要支援児童・特別支援教育の状況

本市には、心身障がい児通園施設として、ふたば園が整備されているほか、市立・私立の保育園において要支援児童保育を、幼稚園・小学校において特別支援教育を実施し、小学校で特別支援学級を開設しています。

ふたば園の利用の推移をみると平成 25 年度の入園児童数は 115 人、利用延人数は 3,063 人となっています。

平成 25 年度の要支援児童保育利用人数（保育園）は 69 人、特別支援教育（幼稚園）は 6 人、特別支援学級（小学校）は 90 人となっています。

図表 ふたば園の利用の推移



資料：子育て支援課

図表 要支援児童保育、特別支援教育、特別支援学級の児童数の推移

単位：人

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要支援児童保育(保育園)	61	68	64	64	69
特別支援教育(幼稚園)(※)	4	6	6	2	6
特別支援学級(小学校)	53	67	74	76	90

※私立幼稚園については、各園で実施しているため含みません

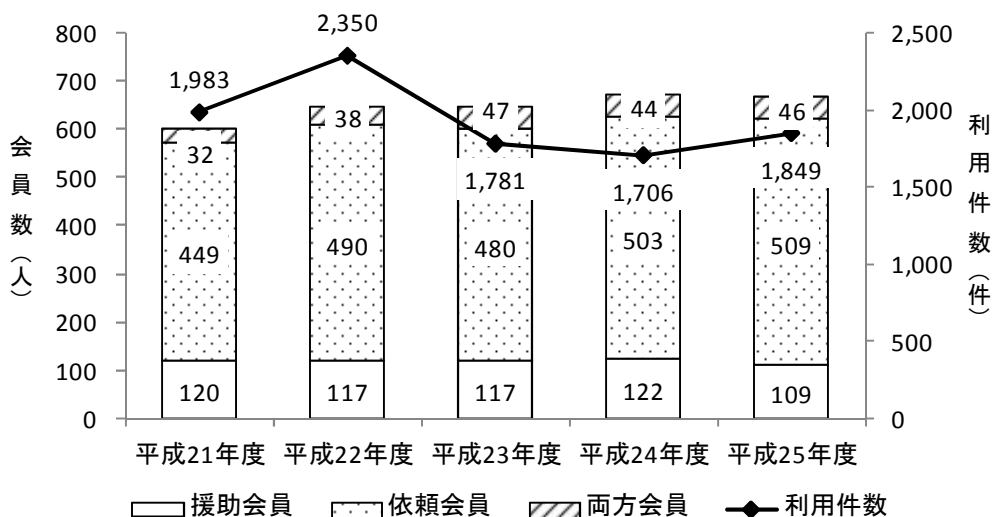
資料：子育て支援課、学校教育課

④地域における子育て支援の状況

ファミリー・サポート・センターの利用の推移をみると、依頼会員数（サポートを受けたい方）は増加傾向にありますが、援助会員数（サポートを行いたい方）は減少傾向にあります。なお、利用件数は平成 23 年度以降減少傾向にありましたが、平成 25 年度は増加に転じています。

昼間里親の利用人数をみると、平成 25 年度は 117.5 人となっています。

図表 ファミリー・サポート・センターの利用の推移



資料：子育て支援課

図表 昼間里親の利用の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用児童数(※)	122	113.5	120	114	117.5
登録里親数	5	5	5	5	5

※毎月 15 日以降の利用の場合は 0.5 人として数えています

資料：子育て支援課

地域子育て支援センターへの相談件数の推移をみると、育児方法についての相談が増加傾向にあります。また家庭児童相談室への相談件数の推移をみると、養護相談が増加傾向にあります。

図表 地域子育て支援センターへの相談件数の推移

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	750	875	901	1,076	928
基本生活習慣	76	135	138	214	155
発育・発達	169	176	164	193	137
医学的問題	10	20	15	22	9
生活環境	12	9	19	16	14
育児方法	148	174	228	246	250
その他	335	361	337	385	363

資料：子育て支援課

図表 家庭児童相談室への相談件数の推移

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	1,991	1,398	1,453	1,603	2,165
養護相談（※）	978	1,020	1,256	1,312	1,978
保健相談	0	0	0	1	0
障がい相談	16	8	4	1	1
非行相談	10	6	2	6	2
育成相談	891	322	132	230	142
その他	95	42	59	53	42

※養護相談は児童虐待相談を含みます

資料：子育て支援課

⑤学童保育の状況

平成 25 年度の学童保育の月平均登録児童数の推移をみると、寺田が 77.2 人と最も多くなっています。

図表 学童保育の月平均登録児童数の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
久津川	37.0	46.7	47.7	46.8	58.5
古川	50.6	43.8	40.1	33.5	43.6
久世	68.7	82.5	71.0	65.5	68.9
深谷	52.3	45.3	41.2	35.2	42.1
寺田	99.9	70.3	76.4	77.6	77.2
寺田南	30.6	23.5	24.5	26.1	35.6
寺田西	35.2	32.8	30.3	35.0	43.3
今池	47.9	40.3	45.1	54.1	51.1
富野	62.8	64.0	56.4	49.5	42.3
青谷	58.7	40.5	30.5	32.5	33.6
合計	543.7	489.7	463.2	455.8	496.2

資料：子育て支援課

(2) 母子保健の状況

本市では、妊婦健康診査をはじめ、3カ月、8カ月、1歳8カ月、3歳児健康診査などを実施しています。受診率は上昇傾向にあり、いずれも9割以上で推移しています。

図表 健康診査の受診状況の推移

単位：人、%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査受診票発行者数	693	670	636	570	591
3 か月児健康診査					
受診児数	605	609	567	576	494
受診率	97.9	98.1	99.6	98.5	97.4
8 か月児健康診査					
受診児数	575	601	616	559	532
受診率	95.0	96.8	97.6	98.9	97.8
1 歳 8 か月児健康診査					
一般					
受診児数	584	583	608	586	568
受診率	93.4	95.3	95.9	97.9	97.9
歯科					
受診児数	584	583	608	586	568
受診率	93.4	95.3	95.9	97.9	97.9
3 歳児健康診査					
一般					
受診児数	620	569	652	573	631
受診率	93.5	96.9	94.2	96.0	95.5
歯科					
受診児数	619	569	652	573	631
受診率	93.5	96.9	94.2	96.0	95.5

資料：健康推進課

図表 家庭訪問指導の状況の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児訪問指導	166	223	229	240	289
妊産婦訪問指導	165	183	169	194	207
新生児訪問指導（※）	163	177	165	178	204

※平成 25 年度は未熟児訪問 31 件を含みます。

資料：健康推進課

図表 母子健康手帳の発行件数の推移

単位：冊

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
発行数	644	630	610	545	555

資料：健康推進課

図表 教室、講座等の受講者数の推移

単位：回、人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児相談					
実施回数	30	30	30	30	30
受講者数	1,036	1,054	1,065	1,038	939
妊婦教室					
実施回数	19	19	19	18	18
受講者数	204	246	220	136	184
母子健康教室					
実施回数	111	112	109	99	93
受講者数	2,848	2,886	2,998	2,767	2,808
離乳食教室					
実施回数	24	24	24	24	24
受講者数	605	609	567	576	494

資料：健康推進課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、平成 11 年度に策定した「城陽市子育て支援計画」において、子育て支援のテーマを次のとおり掲げてきました。子ども・子育て支援事業計画では、子育て家庭だけでなく、地域住民や事業所、行政など地域社会で暮らすあらゆる人々が互いに連携し、協力し合うことが求められています。次代を担う子どもたちの可能性を育み、健やかな成長や発達を支えていくために、地域が一体となって子育てに携わることが大切です。

本市では、今後も「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが地域の子育てに参画するまちづくりを目指していきます。

親にとって、子どもの成長は大きなよろこびです。

はじめてつたい歩きができたり、言葉を覚えたりするとき、親は大きな感動を覚えます。

はじめて外へ出たとき。

はじめて友だちができたとき。

はじめて自転車に乗れたとき。

はじめて遠くへいったとき。

それまでできなかったことができるようになる感動は、子ども自身のよろこびであるとともに、親のよろこびでもあります。

しかし、やがて子どもが成長した時、勉強や習い事に熱中するあまり、ともすれば子どもも大人も感動する機会が少なくなっているのではないのでしょうか。

「城陽市子育て支援計画」では、子どもと大人が、感動とよろこびを共有できるまちづくりをテーマとし、その実現に向けてすべての城陽市民がともに手を携えていくことをめざします。

また、親の手を離れ自分の足で歩きはじめた子どもにとっては、見るもの聞くものすべてが新鮮で、まちは発見や驚きや期待、いわば冒険にあふれています。

これからの子育て環境を考えた場合、感動とよろこびに満ちた子どもたちの貴重な冒険を、あたたかく見守ることのできる地域社会を築いていく必要があります。

そこで、まち全体を子どもたちの視点に立って「冒険ランド」と位置づけ、子どもたちがさまざまな冒険を通じてのびのびと育つまちづくりを宣言します。

子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり

じょうよう冒険ランド宣言

2. 基本方針

本市ではこれまで、次の4つのテーマを子育ての基本方針に掲げ、子育て支援体制の整備・拡充に努めてまいりました。

(1) 元気家族づくりを応援するために

～働くことと子育てを両立できる環境づくり～

(2) なかよし仲間の輪を広げるために

～コミュニケーション豊かな子育て環境づくり～

(3) たくましい心と体のために

～健やかな成長を見守る環境づくり～

(4) 胸はずむ冒険ランドのために

～地域ぐるみで子育てに参加する環境づくり～

これまで子育て支援施策・事業は、子どもとその保護者への支援を中心に展開されてきましたが、親の就労形態や家族形態の多様化など子育てをめぐる環境が変化していることをふまえ、子育てを子どもがいる家庭だけの問題にとらえるのではなく、社会全体が子育てに関心を持ち子どもの健やかな成長の支援に携わっていくことが重視されるようになってきました。

本計画では「じょうよう冒険ランドプラン」で取り組んできた施策・事業をさらに次の視点から見直し、いっそう充実を目指してまいります。

子ども・子育て支援事業計画の基本方針

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会」を目指します。

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

(3) 子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

(4) 子育てについて社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び就学期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を地域等が一体となって整備することが、社会全体の責任であると考えます。

(2) 子育てに関する理念

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことであると考えます。

第4章 施策の推進方策

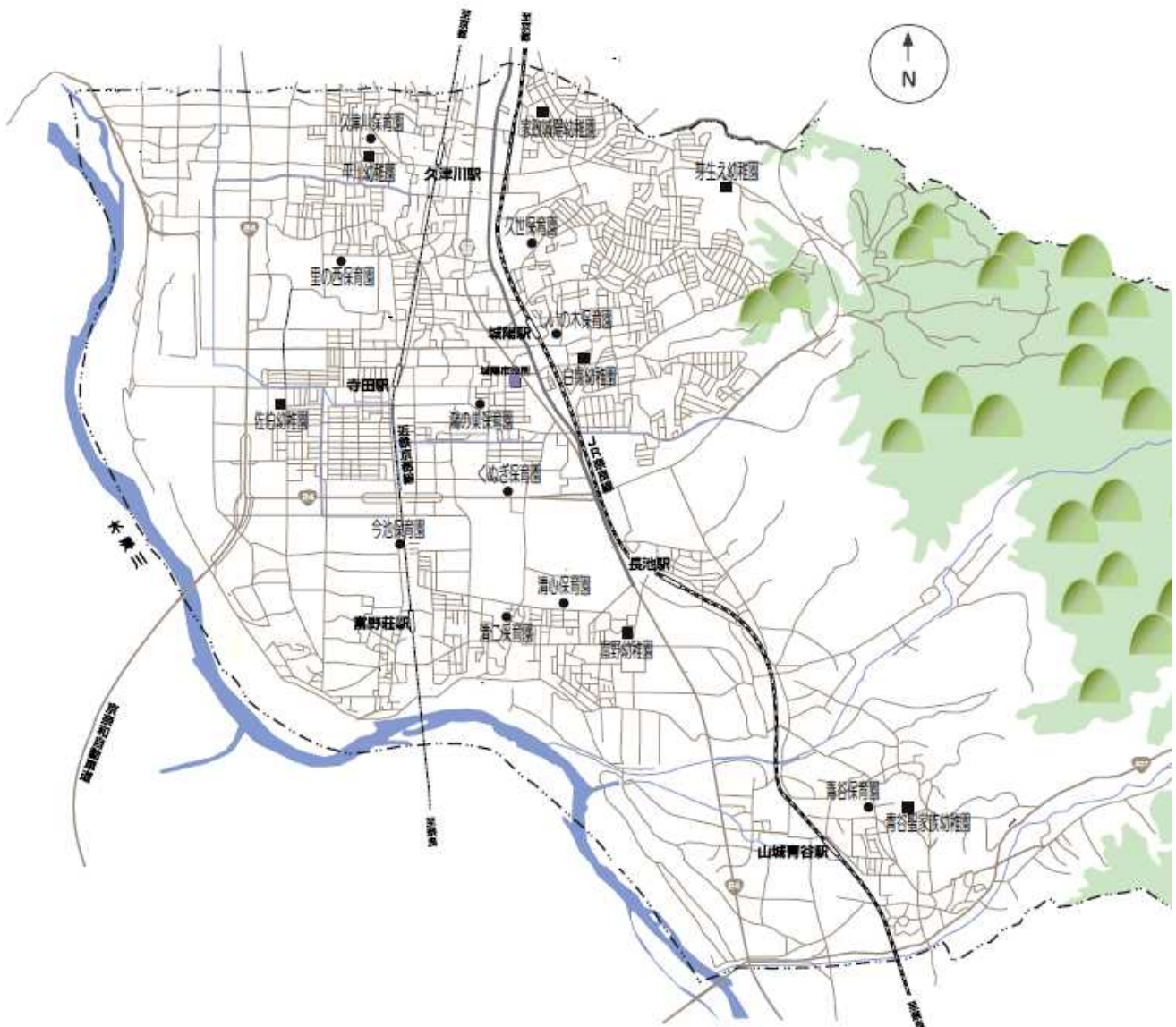
1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

本計画では、市町村は地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めます。教育・保育提供区域の設定では、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえることや、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域を設定する必要があります。ただし、利用者は居住する教育・保育提供区域を越えて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を利用することができます。

本市では現在、校区や生活圏を越えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も考慮し、市全体を1つの教育・保育提供区域として設定します。

図表 教育・保育提供区域



2. 「量の見込み」の算出の概要

(1) 量の見込みを算出する項目

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(潜在的なニーズを含む)を把握し、それに対応する確保方策を定めることとされており、本計画で量の見込みを算出する項目は、教育・保育の3認定区分・4項目と地域子ども・子育て支援事業の11事業・13項目です。

図表 「量の見込み」を算出する項目

対象事業		ワークシートを基に算出	市実績等を基に算出	
教育・保育	1号認定	認定こども園、幼稚園の利用希望がある	●	
	2号認定	2号認定のうち、幼稚園の利用希望がある	●	
		認定こども園、保育園の利用希望がある	●	
3号認定 (※1)	認定こども園、保育園、特定地域型保育事業の利用希望がある	●		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業			●
	時間外保育事業		●	
	放課後児童健全育成事業	低学年	●	
		高学年	●	
	子育て短期支援事業(ショートステイ)			●
	乳児家庭全戸訪問事業			●
	養育支援訪問事業			●
	地域子育て支援拠点事業		●	
	一時預かり事業	在園児対象型を除く		●
		在園児対象型	●	
	病児・病後児保育事業(※2)		●	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)			●
	妊婦に対する健康診査			●

※1 0歳児について、育児休業の取得希望期間を踏まえ、補正をしています

※2 祖父母同居の家庭を算出対象から除いています

(2) 量の見込みの算出方法

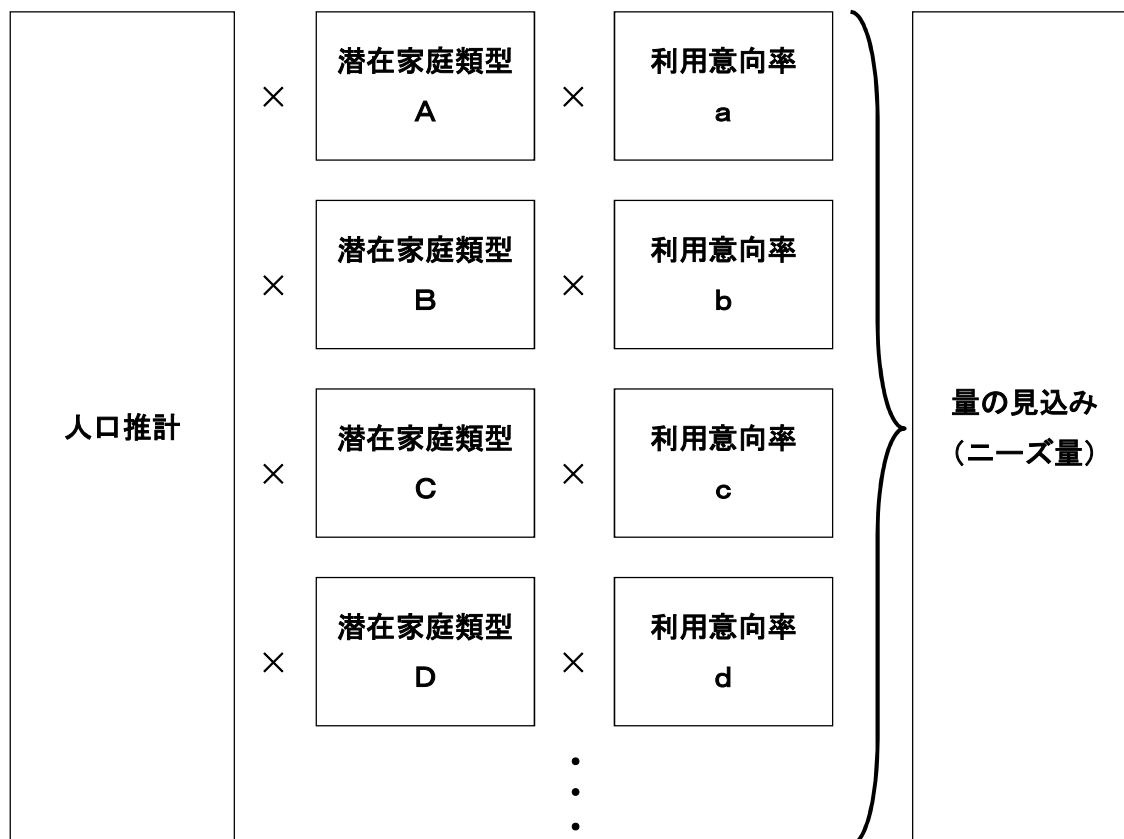
市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出にあたっては、手引き書や、推計のためのワークシートが国から提供されており、本市においても、原則としてワークシートに基づいて潜在家庭類型ごとにニーズ量を算出し、その合計値を量の見込みとして掲示していますが、一部の事業については、過去実績や人口推計等を勘案し、量の見込みの補正をしています。

「潜在家庭類型」とは量の見込みの算出にあたり、国の手引き書に基づき分類した家庭類型です。まず、父母の就労状況をもとに現在の家庭類型を定めます。次に、母親の今後の就労希望をもとに現在の家庭類型からの移動を加味したものが、「潜在家庭類型」です。

(3) 算出手順

事業ごとのニーズ量を算出するにあたって、潜在家庭類型ごとに児童数を推計し、その潜在家庭類型別児童数に各事業の利用意向を勘案して算出されたニーズ量を合算しています。

図表 国のワークシートに基づく算出イメージ



3. 学校教育・保育の量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本市における幼児期の学校教育・保育の量の見込みは以下のとおりとなっています。推計児童数の減少に伴い、1号認定、2号認定、3号認定の各量の見込みも減少傾向にあります。

図表 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童数	0～2歳		1,608人	1,506人	1,444人	1,367人	1,293人
	3～5歳		1,877人	1,867人	1,755人	1,677人	1,566人
1号認定	(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳	805人	801人	753人	720人	672人
2号認定	(幼稚園)	3～5歳	200人	199人	187人	178人	167人
	(認定こども園、保育園)	3～5歳	750人	746人	701人	670人	626人
3号認定	(認定こども園、保育園、特定地域型保育事業)	0～2歳	666人	623人	598人	566人	535人

本市では、以下のとおり認定区分を設定します。

1号認定…子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合

2号認定…子どもが満3歳以上で、保育園等での保育を希望する場合

3号認定…子どもが満3歳未満で、保育園等での保育を希望する場合

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 幼稚園、認定こども園

現在本市では市立幼稚園1園、私立幼稚園6園の7園があります。平成26年度の公立幼稚園の定員は70名、私立幼稚園の定員は1,600名で、合計1,670名です。

図表 幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	1号認定	3～5歳	805人	801人	753人	720人	672人
	2号認定 (幼稚園希望)	3～5歳	200人	199人	187人	178人	167人
確 保 方 策	1号認定	3～5歳					
	2号認定 (幼稚園希望)	3～5歳					

②保育園、認定こども園、特定地域型保育事業

現在本市では公立保育園5園、私立保育園5園の10園があります。平成26年度の公立保育園の定員は620名、私立保育園の定員は745名で、合計1,365名です。

図表 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	2号認定 (認定こども園、保育園)	3～5歳	750人	746人	701人	670人	626人
	3号認定 (認定こども園、保育園、 特定地域型 保育事業)	0～2歳	666人	623人	598人	566人	535人
確 保 方 策	2号認定 (認定こども園、保育園)	3～5歳					
	3号認定 (認定こども園、保育園、 特定地域型 保育事業)	0～2歳					

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市で実施している及び実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者支援事業		力所	1	1	1	1	1
②時間外保育事業（延長保育事業）		人	749	725	687	654	614
③放課後児童健全育成事業（学童保育）	低学年	人	510	505	517	499	495
	高学年	人	238	238	237	238	236
④子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日／年	14	14	14	14	14
⑤乳児家庭全戸訪問事業		人	488	469	439	418	398
⑥養育支援訪問事業		人	7	7	7	7	7
⑦地域子育て支援拠点事業		人回／年	2,508	2,349	2,252	2,132	2,017
⑧一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ）	一時預かり事業（在園児対象型）	人日／年	1,995	1,984	1,865	1,782	1,664
	2号認定による定期的な利用	人日／年	51,392	51,119	48,052	45,916	42,877
	上記以外	人日／年	4,391	4,391	4,391	4,391	4,391
⑨病児・病後児保育事業		人日／年	796	770	730	695	653
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	就学前児童	人日／年	1,593	1,593	1,593	1,593	1,593
	小学生	人日／年	113	113	113	113	113
⑪妊婦に対する健康診査		人	488	469	439	418	398

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①利用者支援事業

利用者支援事業とは、子ども及びその保護者が地域で展開されているさまざまな子育て支援事業の中からニーズに応じた取り組みを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談に応じたり、必要な情報提供などを行う事業のことです。

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保方策					

②時間外保育事業（延長保育事業）

本市では時間外保育事業（延長保育事業）を全ての保育園で実施しています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	749人	725人	687人	654人	614人
確保方策					

本市では、以下のとおり時間外保育及び延長保育を実施しています。

- 時間外保育 （平日・土曜日とも） （早朝）午前7時30分から（夕方）午後6時まで
 - 延長保育 （平日・土曜日とも） （早朝）午前7から
- ※延長保育の終了時間は実施する園によって異なります

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

本市では、各小学校内に1カ所ずつ設置する学童保育所において、小学1年生から4年生までの児童で、両親等が就労のため放課後に家庭において監護を受けられない児童に対して、保育を行っています。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込みの量	低学年	510人	505人	517人	499人	495人
	高学年	238人	238人	237人	238人	236人
確保方策						

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

本市では、子育て中の家庭を対象に、保護者の方が入院や出張、育児疲れなどの理由で、一時的に子どもをみられなくなったとき、市が委託契約している京都大和の家（精華町）及び桃山学園（京都市伏見区）でお預かりしています。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日
確保方策					

⑤乳児家庭全戸訪問事業

本市では、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全家庭を対象に実施しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	488 人	469 人	439 人	418 人	398 人
確保方策					

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

図表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
確保方策					

⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,508 人日	2,349 人日	2,252 人日	2,132 人日	2,017 人日
確保方策					

⑧ー 1 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ）

1号認定及び2号認定のうち幼稚園の利用希望が強い家庭を除く、一時預かり事業の量の見込みは以下のとおりとなっています。

本市では、保護者が一時的・緊急的に子どもの保育ができなくなった場合の対応として、私立保育園3園（清仁、里の西、しいの木）で一時保育事業を実施しています。また、子育て援助活動支援事業として、ファミリー・サポート・センター事業を、子育て短期支援事業として、ショートステイ事業を実施しています。

図表 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,391 人日	4,391 人日	4,391 人日	4,391 人日	4,391 人日
一時預かり事業（在園児対象型を除く）	2,669 人日	2,669 人日	2,669 人日	2,669 人日	2,669 人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1,706 人日	1,706 人日	1,706 人日	1,706 人日	1,706 人日
子育て短期支援事業（ショートステイ）	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）				
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				
	子育て短期支援事業（ショートステイ） ※再掲				

⑧ー２一時預かり事業（在園児対象型）

本市では、在園児対象型の一時預かり事業として、幼稚園での預かり保育を実施しています。

図表 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	① 1号認定による利用	1,995 人日	1,984 人日	1,865 人日	1,782 人日	1,664 人日
	② 2号認定による利用	51,392 人日	51,119 人日	48,052 人日	45,916 人日	42,877 人日
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）					

⑨病児・病後児保育事業

本市では、京都きづ川病院で病後児保育を実施しています。また、体調不良児対応型の病児保育を里の西保育園で実施しています。

図表 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	796 人日	770 人日	730 人日	695 人日	653 人日
確保方策					

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助活動を行っています。

図表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前児童	1,593 人日	1,593 人日	1,593 人日	1,593 人日	1,593 人日
	小学生	113 人日	113 人日	113 人日	113 人日	113 人日
確保方策						

⑪妊婦に対する健康診査

本市では、現在妊娠中の母親の健康を維持するために妊婦健康診査を実施しています。

図表 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	488 人	469 人	439 人	418 人	398 人
確保方策					

5. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

現在、本市では認定こども園の移行あるいは設置により待機児童解消を図るという緊急の必要には迫られていませんが、今後認定こども園への移行を希望する園には移行支援を行ってまいります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。子どもが今を幸せに生活し、未来を生きる力を育てるために、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援が求められています。

乳幼児期の子どもの発達には、様々な体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して豊かな心情及び意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程です。

特に重要なことは、人との関わりであり、愛情深く思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることです。

これらのことを踏まえ、支援の立場にある大人は、子どもの発達の特性や過程を理解するとともに、個人差を十分考慮し、発達及び生活の連続性に配慮した関わりが求められます。

家庭と地域のつながりが弱くなりつつある現状では、子育て家庭への施設の開放や親子の交流の場など、育児相談の場がますます必要となります。

また、発達上の課題を有する子どもや虐待に関わる子ども、経済的に厳しい状況にある家庭などへの家庭支援が求められ、支援する大人の専門性・人間性も強く問われてきます。

質の向上のために、組織の中で定期的に教育・保育の内容を検討し、課題を把握するとともに、その改善に向けて具体的に取り組める体制作りをしていきます。

また、社会情勢を踏まえた上で、様々な課題に応じた研修を実施するとともに、自己研鑽しお互いに学び合い、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を充実させていきます。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

幼児期は、「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は、「自覚的な学び」の時期で、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは、学び方に違いがあります。子どもたちが、小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送るために、幼稚園・保育園と小学校が、つながりを意識した接続カリキュラムの作成を図っていきます。

接続カリキュラムには、幼稚園・保育園が子ども達の育ちや学びを小学校につなぐための「アプローチカリキュラム」と小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校の生活や遊びに適應できるための「スタートカリキュラム」があります。接続カリキュラムは、それぞれの地域に應

じた内容で作成されるため、今まで以上に幼保小連携が必要となります。

小1プロブレムの解消に向けて、幼稚園・保育園や小学校の職員が見学し合い、お互いの子どもの発達や学びの実態を知ることからつながりを作ります。

隣接している幼稚園・保育園と小学校とは、日常的な関わりが大切と考え、すでに話し合いを持ち、お互いの行事への参加など、地域の実態に応じた取り組みを進めています。各幼稚園・保育園と小学校との連携については、地理的な課題もあり進捗状況が異なるため、それぞれの現状の段階に応じ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための『接続カリキュラムリーフレット』を十分活用して進めていきます。併せて、幼稚園・保育園と小学校の合同研修会も開催していきます。

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1. 子ども・子育て支援関連施策の推進について

城陽市では、これまでも子育てを支援する様々な取り組みを展開してきました。今後は「じょうよう冒険ランドプラン」で取り組んできた事業・施策を子ども・子育て支援事業計画に引き継ぎながら、子どもがのびのびと育ち、子育てにいつそう喜びを感じられるまちづくりを推進してまいります。

(1) 元気家族づくりを応援するために

～働くことと子育てを両立できる環境づくり～

多様な保育サービスの提供		取り組み内容	担当課
保育園等の充実	施設の適正配置と効率的な運営		子育て支援課
	保育時間の拡大		子育て支援課
	保育内容の充実		子育て支援課
	昼間里親制度の充実		子育て支援課
	各保育園の連携		子育て支援課
	認定こども園への対応		子育て支援課
幼稚園の充実	教育環境の充実		学校教育課
	預かり保育の充実		学校教育課
	教育内容の充実		学校教育課
	各幼稚園の連携		学校教育課
一時預かり型保育の充実	一時保育事業の拡大		子育て支援課
	病児・病後児保育の充実		子育て支援課
	子育て短期支援事業への取り組み		子育て支援課

学童保育の充実		取り組み内容	担当課
施設・設備の充実	快適で安全な施設 ・設備環境の確保		子育て支援課
事業の充実	保育内容の充実		子育て支援課

うるおいのある家族生活支援		取り組み内容	担当課
多様な働き方の実現	ゆとりある就労環境整備に向けた啓発		商工観光課
ひとり親家庭への支援	相談体制の充実		子育て支援課
	交流機会の充実		子育て支援課
	ひとり親家庭自立支援の充実		子育て支援課
経済的支援制度の充実	子育て家庭への支援		子育て支援課
	ひとり親家庭への支援		子育て支援課
	障がい児のいる家庭への支援		子育て支援課 福祉課

障害児福祉等の充実		取り組み内容	担当課
障がい 児への 支援の 充実	障がい福祉サー ビス提供等の推 進		福祉課
	ふたば園の充実		子育て支援課
要支援 児童保 育・特別	保育園・幼稚園に おける要支援児童 保育等の充実		子育て支援課
支援教 育の充 実	学校における特別 支援教育の充実		学校教育課

男女共同参画社会		取り組み内容	担当課
男女共 同参画 社会の 実現	家庭での役割分担 の見直し		市民活動支援課
	地域社会における 男女共同参画の推 進		市民活動支援課
	行政における男女 共同参画の推進		行政改革推進課
仕事と 家庭の 両立支 援	ワーク・ライフ・ バランスの普及啓 発		商工観光課
	育児休業制度等の 普及啓発		商工観光課

(2) なかよし仲間の輪を広げるために

～コミュニケーション豊かな子育て環境づくり～

子どもも大人も輝くまちづくり		取り組み内容	担当課
交流豊かな地域づくり	「あそびのひろば」事業の充実		私立保育園 市立保育園 私立幼稚園
	世代を超えた交流機会の充実		子育て支援課
	子育て支援講座の充実		子育て支援課
	地域活動の充実		文化体育振興課
地域の子育て支援体制	地域子育て支援センターの充実		子育て支援課
	ファミリー・サポート・センターの充実		子育て支援課
相談窓口・情報の提供の充実	子育てに関する情報提供の充実		子育て支援課
	青少年の心のケア		学校教育課

子どもの人権		取り組み内容	担当課
児童虐待 の防止	虐待防止のための施 策の充実		子育て支援課
	虐待児童保護体制の 充実		子育て支援課
	加害保護者のケア体 制の充実		子育て支援課
人権尊重 の推進	幼いころからの人権 学習の推進		文化体育振興課

こども・わんだー・ねっとの整備		取り組み内容	担当課
ネットワ ーク体制 の整備	子育てサークル等へ の支援充実		子育て支援課
こども・ わんだ ー・ねっ と	こども・わんだー・ ねっと		子育て支援課

(3) たくましい心と体のために
 ～健やかな成長を見守る環境づくり～

母子保健の充実		取り組み内容	担当課
母性の健全育成	妊産婦とパートナーのための健康教室の充実		健康推進課
	妊産婦保健の充実		健康推進課
乳幼児の健康の推進	健康診査の充実		健康推進課
	乳幼児健康教室・相談の充実		健康推進課
	食育の推進		子育て支援課
	情報提供の充実		子育て支援課

医療の充実		取り組み内容	担当課
医療機関との連携	地域医療の充実		健康推進課
	病後児保育等体制の充実		子育て支援課
	小児医療体制等の充実		健康推進課
医療費支援制度の充実	医療費支給制度等の充実		国保医療課
	不妊治療助成の充実		国保医療課

(4) 胸はずむ冒険ランドのために
 ～地域ぐるみで子育てに参加する環境づくり～

次世代を育む環境整備		取り組み内容	担当課
学校教育の充実	学校教育環境の充実		教育総務課
	学校教育内容の充実		学校教育課
家庭・地域の教育	家庭・学校・地域の連携強化		文化体育振興課
育力・環境づくり	地域活動の促進と充実（ふるさとの学習機会の充実）		学校教育課 文化体育振興課
	地域活動の促進と充実（各種教室や学習機会の充実）		生涯学習推進課 図書館
	地域活動の促進と充実（スポーツ・レクリエーション活動）		文化体育振興課
	青少年を取り巻く生活環境の浄化		文化体育振興課
次世代の親の育成	生命の大切さや人権についての学習充実		文化体育振興課
	家庭生活に関する知識習得機会の充実		学校教育課
	からだと性を大切にする教育の充実		学校教育課
	子育て体験の機会づくり		学校教育課

子どもに優しい環境づくり		取り組み内容	担当課
冒険ランドの遊び場づくり	安全な道路と遊び場の環境づくり		教育総務課 管理課
	身近な遊び場づくり		都市計画課 管理課
ユニバーサルデザインのまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの導入		土木課 都市計画課
	交通機関や民間事業所等への啓発		商工観光課 まちづくり推進課
うるおいのある安心の生活環境づくり	明るく清潔なまちづくり		管理課
	自然環境豊かなまちづくり		管理課
	安心・安全なまちづくり		学校教育課

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の強化

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

2. 市民や地域との協働による推進

(1) 市の役割

市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念、及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実現していきます。

(2) 子育てをされている家庭の方へ

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。家庭、地域、施設等子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(3) 市民の方へ

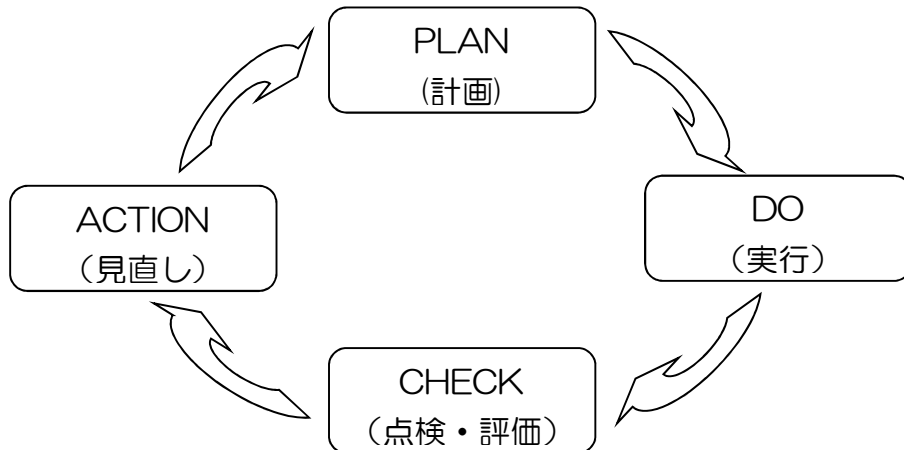
子ども・子育て支援は、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることで、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指しています。そのために、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが求められています。

(4) 企業の方へ

子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるようになるために、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められています。

3. 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画は、各年度において、施策の実施状況や、計画に係る費用の使途と実績等について点検、評価し、その結果を公表することとされています。市民の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善に努めます。



市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度個々の事業についての現状を把握し、見直し後のPに戻ります。このようにして具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返し、計画（事業）を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。

參考資料

1. 城陽市子ども・子育て会議委員名簿

◎委員長、○副委員長（条例による分類別 50 音順、敬称略）

条例による分類	氏名	職名
子ども・子育て支援 に関し学識経験を有 する者	◎安藤 和彦	京都文教短期大学 幼児教育学科 教授
	大久保 千恵	奈良教育大学 教育実践開発研究センター 特任講師
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	浅井 達司	学校法人城陽学園 理事長、佐伯幼稚園 園長
	朝山 菜未	子育てサークル ホットランド リーダー
	石田 實	社会福祉法人城陽福祉会 理事長
	○久保 美由紀	城陽市民生児童委員協議会 主任児童委員代表
	中川 雅生	医療法人啓信会 京都きづ川病院 院長
	藤寄 美貴子	京都府山城北保健所 福祉室長
	安森 斉子	城陽市立青谷保育園 園長
	山下 浩二	社会福祉法人城陽市社会福祉協議会 事務局長
	山本 昭義	城陽市立寺田南小学校 校長
子どもの保護者	石原 さやか	城陽市私立保育園保護者会連絡協議会 代表
	井上 悠子	私立幼稚園保護者会 代表
	杉山 愛子	城陽市保育園保護者会連絡協議会 代表
	森 梓	市立幼稚園PTA 代表
公募による市民	中岡 文枝	公募市民
	粕山 昭恵	公募市民
使用者及び労働者の 代表	奥村 耕三	株式会社ミズホ 執行役員 業務部担当
	野口 敬史	星和電機労働組合執行委員長

2. 計画の策定経過

年 月	項 目
平成 26 年 1 月	城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査実施
平成 26 年 3 月	第 1 回城陽市子ども・子育て会議 開催
平成 26 年 5 月	第 2 回城陽市子ども・子育て会議 開催

3. 用語解説

あ行	
預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間（市立幼稚園では午前8時45分～午後2時）を超えて保育します。
あそびのひろば	保育園や幼稚園などが、在宅の子育て家庭に対して、施設を開放してあそびの場を提供し、子育ての相談などを行う事業です。
一時保育	保護者の都合によりお子さんの世話ができない時に、生後6カ月から就学に達するまでの未就園児童を、清仁保育園・里の西保育園・しいの木保育園で保育します。

か行	
家庭児童相談室	お子さんのことが気にかかったり、悩んだりした時には些細なことでも相談を受け付けています。また、児童の養育上の問題・児童虐待・要保護児童に関する相談に応じています。
学童保育所	保護者の就労等の理由により留守家庭となる小学1年生から4年生までの児童に対し、放課後、学童保育所で保育を行います。
休日の一時保育	日曜日・祝日（年末年始を除く）において、保護者の都合によりお子さんの世話ができない時に、生後8カ月から就学に達するまでのお子さんを、清心保育園で保育します。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	小学校修了前までの児童で、家庭において一時的に養育が困難な場合、児童福祉施設において一定期間養育を行います。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4カ月までの赤ちゃんがおられる全家庭を、保育士の資格を有する職員が訪問し、子育てに関するさまざまな不安や悩みをお聞きするとともに、子育てに役立つ情報を提供しています。

さ行	
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
児童手当	中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給されます。ただし、一定以上の所得がある人は特例給付となります。
児童扶養手当	離婚などによる一人親家庭の父または母、配偶者の身体等に障がいのある児童の父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、一定以上の所得があると支給されません。
小1プロブレム	小学校入学直後の小学1年生が「集団生活」や長時間座った授業になじめないなど、幼稚園や保育園から小学校生活への移行がスムーズにいかない状況をいいます。
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

た行	
地域子育て支援センター	家庭でお子さんの保育をされている方を対象に子育て支援を行っています。子育て支援講座、子育てサークルの紹介、あそびのひろば訪問、公園訪問などの他に、専門の職員が、育児不安などについての相談指導、子育てに関する情報提供なども行っています。
昼間里親	保護者の就労や病気、その他の事情によりお子さんの保育ができない場合、3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、昼間里親が保護者に代わってお子さんを保育します。
特別児童扶養手当	精神もしくは身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている親、あるいは親に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、一定以上の所得があると支給されません。

な行	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月までの赤ちゃんがおられる全家庭を、保育士の資格を有する職員が訪問し、子育てに関するさまざまな不安や悩みをお聞きするとともに、子育てに役立つ情報を提供しています。
認定こども園	保護者の就労状況に関わらず、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けることができます。幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

は行	
病後児保育事業	保育園児・幼稚園児等が、病気回復期でまだ通園できない状態であり、保護者が仕事の都合などで家庭でお子さんを保育できない場合に、病後児保育センター（京都きづ川病院内）で、お子さんを保育します。
病児保育事業	保育園児・幼稚園児等が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、お子さんを病院・診療所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
ファミリー・サポート・センター	地域において、育児の援助を受けたい人と、育児の援助をしたい人が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助を行います。援助を受けた場合は、利用料等を支払う必要があります。
ふたば園	ふたば園では、児童福祉法に基づく児童発達支援を提供します。主体的な遊びや発達課題に応じた活動を通して、情緒の安定と発達の援助を行います。また、保護者に対しては、家庭での養育上の助言や指導を行います。
保育園	保護者就労や病気、その他の事情によりお子さんの保育ができない場合、保護者に代わってお子さんの保育を行います。
母子家庭奨学金など	母子家庭等に奨学金などを支給します。
母子自立支援センター	母子世帯に対し、生活全般にわたり相談できる窓口です。京都府が設置しています。

や行	
幼稚園	市町村や学校法人が、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。
要支援児童保育事業	心身に発達上の課題を有する児童の保育を実施します。健常児と共に集団の中で保育することにより、社会性の成長発達を促進するなど、適切な指導を通じ児童の福祉の増進を図ることを目的としています。